

2025年4月16日

債権者各位

(甲) 東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表取締役 島田太郎

(乙) 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地
東芝マテリアル株式会社
代表取締役 白井隆雄

吸収分割公告

上記会社は、吸収分割して甲は乙が営むトリタン事業（但し、トリタン事業に関する資産及び乙の横浜事業所の22号棟建屋2階に所在するトリタン事業の関連設備の維持・管理に関する業務を含むが、製造又は販売に関する事業を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate.html>

(乙) <https://www.toshiba-tmat.co.jp/corp/e-public.htm>